

編集復刻版

戦後初期

人身売買／
子ども労働
問題資料集成

藤野豊・
石原剛志Ⅱ編・解説

全10巻

刊行概要

●体裁 A5判 第1巻(第6巻)

A4判 第7巻(第10巻)

上製 総約4,000ページ

●揃定価 196,000円＋税(全3回配本)

●編・解説 藤野豊(敬和学園大学教授)

人身売買資料*解説は第1巻巻頭に収録

石原剛志(静岡大学准教授)

子ども労働資料*解説は第7巻巻頭に収録

●推薦 逸見勝亮(北海道大学名誉教授)

角田由紀子(弁護士)

岩田正美(日本女子大学教授)

増山均(早稲田大学教授)



第3回配本

2014年12月刊 本体75,000円＋税 ISBN978-4-905421-50-4
第8巻 子ども労働資料Ⅱ
第9巻 子ども労働資料Ⅲ
第10巻 子ども労働資料Ⅳ

第2回配本

2014年6月刊 本体57,000円＋税 ISBN978-4-905421-46-7
第5巻 人身売買資料Ⅴ
第6巻 人身売買資料Ⅵ
第7巻 子ども労働資料Ⅰ(巻頭に解説Ⅱ石原剛志)

第1回配本

2013年12月刊 本体64,000円＋税 ISBN978-4-905421-41-2
第1巻 人身売買資料Ⅰ(巻頭に解説Ⅱ藤野豊)
第2巻 人身売買資料Ⅱ
第3巻 人身売買資料Ⅲ
第4巻 人身売買資料Ⅳ

*表示価格はすべて税別。



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-42 電話 03-3293-8787 ファクシミリ 03-3293-8788

編集復刻版

戦後初期

人身売買／

子ども労働

問題資料集成

藤野豊・石原剛志Ⅱ編・解説

全10巻

日本国憲法下に横行する
人身売買・子ども労働の
貴重資料300点を復刻!

敗戦後、民主主義社会建設の名のもとGHQにより公娼が廃止され、児童の労働への明確な基準が決定したが、生活困窮が直接人身売買に結びつく日本社会の土壌は容易に変化しなかった。
本編集復刻版は、「人身売買資料」では女性や子どもの人身売買に関する雑誌記事や公文書資料を含む一九四五年より六〇年頃までの貴重資料を収録し、「子ども労働資料」では年少労働と呼ばれた子ども労働の実態を明らかにすると同時に不当労働や脱法と呼べるような子ども労働の問題を示すパンフレットや書籍の資料を収録した。
グローバルな規模で展開する現在の人身売買や子ども労働あるいは不当労働の問題を照らすためにも、高度経済成長前夜、日本国憲法のもと奴隷的労働を強いられた女性や子どもの実態を明らかにする貴重な歴史的資料として復刻する。
児童福祉史・児童教育史・女性史のみならず労働史・占領期研究等、人権の問題に取り組むすべての人々・研究機関に呈するものである。

●揃定価 196,000円＋税
●配本 全3回配本
●推薦 逸見勝亮
角田由紀子
岩田正美
増山均

六花出版

一九四五年。戦争は終わったが、
女性たち子どもたちの戦争は終わっていないかった。
かつて帝国主義戦争遂行のため男たちの慰安に使用され、
あるいは年季奉公や勤労働員という名で
安い労働力として搾取されてきた、女性たち子どもたちは、
敗戦後も生活困窮によって奴隷的労働を強制された。



人身売買など遠い過去の話、現在、まだあるとしても、それは貧しい途上国の問題で、現代の日本にはあり得ない——そのような認識がまだ、まかりとおっているのではないか。とんでもない。貧しい家の子どもたちが親を助けるために身売りされることは親孝行の美德として近現代の日本では賞賛されてきた。それは、戦後社会においても同様であった。

今回、収集した資料は、こうした戦後民主主義の下での人身売買の実態を明白にする貴重な文献ばかりである。日本国憲法の下で、児童福祉法の下で、労働力として多くの子どもが売られ、強制労働を課せられていた。さらに多くの女性が売春目的で売買され、性暴力にさらされてきた。それを政府も自治体も容認してきた。安易な貧困対策、失業対策として、あるいは売春の存在を観光資源と考える愚かな地域振興策として。

今、日本には海外から多くの女性が売春目的に売られてきている。また、「研修」という名目で、外国人労働者への事実上の人身売買も横行している。人身売買は過去の問題ではない。現在の日本の問題である。戦後日本で、民主主義や福祉、人権という言葉がタテマエとして語られるなかで、人身売買はどのようにして維持されてきたのか。それを知ることにより、人身売買の現在を変革する途が見えてくるはずだ。本資料集成はそのために刊行される。読者の皆様は、本資料集成から過去ではなく、現在を読み取っていただきたい。

藤野 豊（「人身売買資料」編者）

刊行にあたって

多くの人びとにとって児童労働問題は、日本国内では解決済みの問題と見なされているようである。しかし「アルバイト」をしている高校生や学生、テレビ番組のなかでアイドルや子役として活躍している子どもの「労働」を私たちは日常的に見ているはずである。また、定住している日系外国人の子どもが義務教育も受けられず働いている実態はあちこちにあり、親と離れて暮らす子どもたちの高校進学率の低さと「労働の世界」への早い「自立」の実態も指摘されている。けっして現在の日本に児童労働問題がないわけではない。児童労働を捉える私たちの眼が問われているのである。

本資料集成に収められた資料の発行時期は戦後から一九六〇年代はじめごろまでのものである。その多くを編集・発行している労働省婦人少年局は、「年少労働者」の労働統計を調査公表するだけではなく、多岐にわたる労働実態を明らかにする調査を行ってきた。その調査の範囲は、危険を伴う労働実態や労働災害、新聞配達や街頭労働の実態、さらにはサークス団、テレビに出演する児童の労働実態にまで及ぶ。

日本に住む子どもを対象とした児童労働研究は、長い間、低調のままであった。とはいえ、ここ数年、ようやく子どもの貧困問題への関心の高まりのなかで、高校生や学生の「アルバイト」のありようを問う提起もみられるようになっていく。こうした状況に促されていくには、歴史的かつ実証的な児童労働研究の組織化が課題となる。その意味で日本の児童労働（史）研究にとって不可欠の本資料集成刊行の意義は大きい。

石原剛志（「子ども労働資料」編者）

内容 見本

地方 条例
（売春婦を管理下に置く行為） 二九二件（五・一％）
（その他） 三〇二件（五・二％）

等となっており、児童福祉法、職業安定法の適用が多くなっている。これは、取締の重点が、児童を対象として敢行せられるいわゆる人身売買事犯に指向され、仲介人は職業安定法関係、受入れ側は、児童福祉法関係の法条違反として検挙していることの現れであらう。この法律の適用状況の各法条別比率は、昭和二十八年の場合とはほぼ同様な傾向となっている。

三 被害者の実態

警察において検挙した被疑者が売買した被害者の総数は八、六三五名（男六一九名、女八、〇一六名）であつて、昭和二十八年の七、二四九名に比較すると、一、三八六名と大巾な増加を示した。この被害者で接客婦等淫行に係のあった者は七、〇八五名で被害者総数の八二・〇％となっており、その大半を占めている。

人 員	年 令 別		性 別
	一四才	一六才	
20	男	女	計
60	男	女	計
13	男	女	計
260	男	女	計
25	男	女	計
1,424	男	女	計
21	男	女	計
1,074	男	女	計
79	男	女	計
2,818	男	女	計
2,897	男	女	計
182	男	女	計
3,366	男	女	計
178	男	女	計
1,292	男	女	計
180	男	女	計
540	男	女	計
540	男	女	計
5,198	男	女	計
5,738	男	女	計
619	男	女	計
8,016	男	女	計
8,635	男	女	計

また、
（一）した結
1 被 疑 者

の 和 八 通

成人の場合は五、七三八名で被害者総数の六六・五％を占めており、昭和二十八年の三、九八一名（全体の五五％）に比べると一、七五七名と著しい増加を示している。また、各年齢別の分布状況をみると次表のとおりであつて、十四才未満という年少時から次第に上昇し、十六才―十八才の層では大巾に上昇し、十八才―二十才の層では若干下降、二十才―二十五才の層では飛躍的に上昇して、三、五四八名全体の四一・一％を占め、二十五才―三十才、三十才以上の各層では大巾に下降線を辿っている。

新潟市	業者数		新潟市	九五	三〇六	二六一	四四
	業 者 数	従 業 婦 数					
新潟市	九五	三〇六	二六一	四四			

二、新潟地方における売春状況の概観
新潟地方は古くから芸妓、遊女に依つて其の名を知られて居り、遊興の巷として認識されて居る通り、今日においても伝統的な遊廓が街の中心部附近に特殊飲食店としての近代的装いを凝らして華かに存在し、更に青線地帯や有名な新潟芸者を始め、潜在的な売春機構は無数に存在すると思われ、日本全国の都市でも売春の盛んな街としては有数のものに挙げるべきであらう。
第一、特殊飲食店―所謂赤線地帯。
先づ最も公然たる露骨な売春形態を示して居る赤線地帯―特殊飲食店として許可を受けて居る業者と従業婦の数及び出身地別をみると次の通りである。

第1表 特飲店業者及び従業婦数及び出身別表（昭和三十一年五月十五日現在）

六百名近い接客婦の数は少ないものではなく、然もこれはほんの氷山の一角に過ぎない事は勿論である。出身地に関する詳細は後述するが、この概観的な表に依つ

●人身売買資料

第1巻

貸座敷営業取締ニ関スル件 警保局行警発甲第一四号 ●内務省 警保局長 ●一九四五・一一

公私娼、特殊慰安施設等ノ調査ニ関スル件 警保局公安発 甲第二号 ●内務省警保局長 ●一九四五・一二

聯合軍最高司令部命令 日本ニ於ケル公娼廃止ニ関スル件 ●参謀副官補佐官 ●一九四六・一

娼妓取締規則廃止ニ関スル件 伺 ●警保局長 ●一九四五・一

公娼制度廃止ニ関スル件 通牒 公安発第九号 ●警保局長 ●一九四六・一

主題「日本ニ於ケル公娼廃止」ニ関スル件 ●最高司令官代理 ●一九四六・一

〔愛媛県及香川県警察部長照会の件に關し回答〕 ●公安課長 ●一九四六・一

公娼制度の廃止に關する指導取締の件 警保局公安発甲第二八号 ●内務省警保局長 ●一九四六・五

〔朝鮮人婦女雇傭の件〕 ●内務省公安課長 ●一九四六・一

最近の風俗取締対策について 警保局公安発甲第七五号 ●警保局長 ●一九四六・一



第2巻

人身売買の問題 潜在的奴隷關係について『東洋文化』1号 ●川島武宜ほか ●一九五〇・一

羽後飛島の人口問題『山形大学紀要(人文科学)』1号 ●長井政太郎 ●一九五〇・三

調査 いわゆる『人身売買』について 石越村報告『東北法学会雑誌』1号 ●中川善之助／木村慎一／山島正男 ●一九五〇・八

人身売買の法律關係(一) 芸娼妓丸抱契約の効力について『法学協会雑誌』68巻7号 ●川島武宜 ●一九五一・一

人権思想の現状 ●法務府人権擁護局 ●一九五一・三

婦女誘拐業者の本拠を衝くこの一文を田中警視總監に捧ぐ『女性改造』6巻6号 ●本誌記者 ●一九五一・一六

民主的農業労働の育成 人身売買の悪習を打破『職業安定広報』2巻6号 ●稲葉金四郎 ●一九五一・一六

人身売買／人権侵犯事件統計『人権侵犯事件処理例集』 ●法務府人権擁護局 ●一九五一・六

婦女及び児童売買に關する罪『警察研究』22巻6号 ●草野豹一郎 ●一九五一・六

〔南京小僧〕を現地に探る 羽後飛島の賈い子制度『毎日情報』6巻7号 ●武田蚯蚓 ●一九五一・七

人権侵犯事件処理実例集 第二輯 ●東京法務局人権擁護部 ●一九五一・九

農村不況と人身売買事件『社会運動通信』280号 ●一九五一・九

根絶えぬ人身売買『労働基準』3巻10号 ●一九五一・一〇

所謂人身売買事件に關する新潟地検の調査報告『檢察月報』33号 ●一九五一・一二

民主日本の人身売買『農林春秋』2巻2号 ●本誌特派記者 ●一九五一・一二

人身売買取締關係資料 ●法務府検務局 ●一九五二・一二

〔人身売買対策〕にのぞむ『労働時報』5巻3号 ●一九五二・三

人身売買の問題 労働時報 ●5巻3号 ●労働基準局 ●一九五二・三

人身売買に關する前橋地検の調査『檢察月報』36号 ●法務府検務局 ●一九五二・三

人身売買とその対策 ●志道好秀 ●一九五二・三

私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策 ●(一九四六・二) 公娼制度廃止についての連合国最高司令部発覚書の実施に關する勅令制度について ●(一九四六・一一)

「おいらん道中」に關する投書移送 ●企画課長 ●一九五〇・五

日本封建制のアジア的性質 奴隷制の一形態としての養子『中央公論』62年5号 ●川島武宜 ●一九四七・五

養子縁組と人身売買『法律文化』3巻3・4号 ●西村信雄 ●一九四八・四

所謂人身売買問題について ●永井健二 ●一九四九・一

農業における所謂『人身売買』事件の監督について『労働法令旬報』28号 ●一九四九・二

人身売買談義 労働基準 ●3巻2号 ●広政順 ●一九四九・二

身売の生態と原因の考察 ●平田秀子 ●一九四九・三

子どもの身売り問題と児童觀 教育と社会 ●4巻3号 ●桜井庄太郎 ●一九四九・三

娘の身売りが始つた農村恐慌迫る!『うら・おもて』8号 ●一九四九・三

人身売買はどう裁くか『新警察』4巻3号 ●城南隠士 ●一九四九・三

人身売買事件レポート『徳島労基月報』2号 ●監督課 ●一九四九・三

人身売買の問題『日本農業』5巻3号 ●玉城肇 ●一九四九・三

所謂『人身売買』事件の取締りについて『労働時報』2巻4号 ●労働基準局 ●一九四九・四

特殊飲食店の接客婦に對する労働基準法の適用について『労働時報』2巻4号 ●労働基準局 ●一九四九・四

売られゆく子等 人身売買の実話と批判『婦人』22号 ●川島武宜 ●一九四九・四

農村に於ける人身売買について『大阪労働基準時報』3号 ●監督課 ●一九四九・四

貧困と無智 春に背く人々 人身売買の村を往く『さきがけ』5巻4号 ●一九四九・四

人身売買の全貌『旋風』2巻3号 ●城啓介 ●一九四九・四

第3巻

人身売買の背景 農家はどこへゆく『景氣観測』71号 ●一九五二・四

だまされた女工さん 人身売買の危険をふせげ『景氣観測』71号 ●神崎清 ●一九五二・四

人身売買をめぐる刑事上の諸問題『警察時報』7巻4号 ●石井春水 ●一九五二・四

女子及年少者の人身売買に關する報告書 ●行政監察特別委員会 ●一九五二・四

いわゆる人身売買事件について『日勞研資料』5巻16号 ●一九五二・四

人身売買の実態と捜査の要点『衆望』7巻5号 ●黒田兵吾 ●一九五二・五

人身売買をめぐる職業安定機關の立場『職業安定広報』3巻5号 ●雇用安定課 ●一九五二・五

新潟県下の人身売買を衝く『職業安定広報』3巻5号 ●貝瀬弘 ●一九五二・五

年少労働と人身売買の実態『社会教育』7巻5号 ●徳永はな江 ●一九五二・五

乙女は何処へ／私見 杉山由蔵 ●一九五一・五

警察官の証言について 里親制度と人身売買『社会事業』35巻7号 ●神崎清 ●一九五一・六

人身売買の倫理窓口の实話から『職業安定広報』3巻7号 ●岡本正男 ●一九五一・七

人身売買の実態と法の盲点 法律のひろば ●5巻7号 ●内藤隆 ●一九五一・七

人身売買防止運動 福島県 ●一九五二・八

人身売買 警察文化 ●4巻9号 ●鶴田正三 ●一九五一・九

秋田県における人身売買の問題 青少年の問題 ●1号 ●秋田県民生部児童課 ●一九五二・一二

人身売買カード ●(一九五二)

人身売買は横行する 娘も親も瞞されるな!『キング』29巻1号 ●古内寅雄／藤沼宗四郎／原田貞之助／福島栄一 ●一九五三・一

カメラのみる人身売買／防止対策は講じられている『青少年の問題』2号(人身売買特集号) ●一九五三・二

仙北に集團人身売買事件 娘廿三人が悪周旋人の魔手に 青少協



人身売買の生態『新しい教育と文化』3巻3号 ●村野民夫 ●一九四九・四

人身売買と産児制限の問題『新潟評論』23号 ●小林存 ●一九四九・四

年少者と労働基準法 人身売買にふれて『農民大学』11巻4号 ●桑原敬一 ●一九四九・四

人身売買『青い花』23号 ●青木錦 ●一九四九・四

農村の悲劇 児童人身売買の真相を衝く『真相実話』創刊号 ●津多章作 ●一九四九・五

所謂『児童の人身売買事件』について『警察時報』4巻6号 ●斎藤勇 ●一九四九・六

少年農奴『青鉛筆』2巻1号 ●一九四九・六

里親制度について『母と子』4号 ●三井義實 ●一九四九・七

集團里親 情島便り『母と子』4号 ●中野斌 ●一九四九・七

情島紀行『山口県教育委員会弘報』1年6号 ●大岡昇 ●一九四九・七

人身売買 人権擁護の立場から『母と子』1巻1号 ●西塚静子 ●一九四九・七

人身売買とその背景 第二回 秋田教育 ●18号 ●村井英夫 ●一九四九・七

人身売買・婦人警官お手柄 私の捜査日記『警苑』2巻9号 ●編集室／宮本秋子／中山桂 ●一九四九・九

いわゆる人身売買事件に關する報告書 ●労働省婦人少年局 年少労働課 ●一九四九



も調査・対策に乗り出す『青少年の問題』2号(人身売買特集号) ●小玉 ●一九五三・三

人身売買と關係法令『青少年の問題』2号(人身売買特集号) ●一九五三・三

奴隷制養子飛島のもらい子について『中央評論』25号 ●田村五郎 ●一九五三・五

身売防止運動の今昔『婦人と年少者』3号 ●藤田竹治 ●一九五三・六

特別公務員による侵犯(その他)及び人身売買 人権擁護局 報 ●6号 ●一九五三・九

凶作の東北農村をゆく『エコノミスト』31年40号 ●高内 ●一九五三・一〇

人身売買のウラ街道『日本週報』262号 ●長田幹彦 ●一九五三・一〇

東日本の冷害は深刻『農業朝日』8巻11号 ●渡辺 ●一九五三・一一

婦人少年室協働員の設置について 婦発第二五九号の二 ●労働省婦人少年局長 ●一九五三・一二

売られゆく秋田美人『教育』3巻3号 ●横山 成 ●一九五三・三

愛光女子学園に収容される売春少女の実態 婦人と年少者 ●9号 ●太平エツ ●一九五四

売られゆく四つのケース 山形県年少者不当雇用の実例『婦人と年少者』10号 ●山形婦人少年室 ●一九五四・二

本

庄しげ子は、『人身売買―売られゆく子供たち』（同光社、一九五四年）で、一九四八年頃の離島や農村における子どもの売買の記録——「口減らし」と無償に等しい働き手の確保という、売り手と買い手の双方の極限的な貧困の記録でもある——を編んだ。そこには、親に渡す前渡金の一割を手にする正体不明の「周旋人」が「躍動」している。また、街頭で食事を餌に浮浪児を拐かし、「真人間にする」と浮浪児を連れていく「許可」を巡査から得たり、孤児院からもらい受け、孤児施設が「厄介払い」に孤児を島に送り込むという「前借金」なしの孤児・浮浪児の遣り取りが行われていたと記している。

売られた子は長欠児童であり、売られる前からすでに通学上の困難を負っていた。

僕と小学校六年生から同級だった女生徒は、中学校卒業まで一度も登校しなかった。彼女が逝去したとの報をもたらしした同級生は、自身は「私は長女だったので」口減らしのために中学一年生で商家へ奉公に出て、ほとんど一年間は学校を休んだのだと五八年前の話をした。僕は知らなかった。逃げ帰ったのだとも話すやさしい声は、繰り返し僕のおかげでよみがえる。

しかし、いま確かめてみれば、先の女生徒は、六年生の折りの真冬の学芸会の写真に素足で写っている。僕は彼女が登校していたことを、記憶していなかったのである。

浩瀚な資料の復刻は、僕が知りたい孤児の売買と長欠児童の実相を教えてくれるに違いない。

（へんみ・まさあき 北海道大学名誉教授・元教育史学会代表理事）

僕は孤児の売買・長欠児童の実相を知りたい

●逸見勝亮



（つのだ・ゆきこ 弁護士）

あれから長い時間がたち、当時のような絶対的貧困は少なくなったといわれるが、そうだろうか。いま、相対的には豊かなこの国で子どもたちの身に起きていることは、新しい貧困と子どもの人権侵害ではないのだろうか。一三歳で援助交際をしていた少女は、自分のやっていることを「仕事」と呼んだ。彼女は、家族が生き延びるためではなく、おそらくは自分が生き延びるためにその仕事をしたのである。無料のアプリを介しての子どもの性被害が急増していると報じられている。子どもがスマホを手にすることができる豊かさの中にある。

しかし、一見、貧困の対極にあるかのできごとは、当時、親に売られ、売春させられていた少女たちの状況と通じるものがあるのではないか。子どもがその生きる権利を全うできないという点で。本資料集成は、現在の子どものめぐる状況の真相に迫るための複眼的思考方法を、わたしたちに提供してくれる貴重なものだ。



子どもの人権侵害・

裏面史をリアルに語る資料集

●増山均

戦

後いち早く制定された「児童憲章」（一九五一年）は子どもの権利を高らかに謳いあげた。前後して制定された児童福祉法、学校教育法などの子ども関係法に守られて、日本の子どもたちは、世界で最も安全な環境で学び・生活してきた。それゆえ「子どもの人身売買」という言葉を聞いても、それはアジアやアフリカの貧しい国々の話としてしか想像しない。

しかし、この日本でも「児童憲章」や「児童福祉法」が制定された、まさにその同じ時代に、全国各地で子どもの「人身売買」が広く行われていたのだ。とくに貧しい農家の子どもたちが、口減らしとしてわずかな金額で「身売り」され、農業・林業・漁業の中で過酷で危険な労働に従事させられていた。女の子は家事使用人や女工として、さらには接客婦、酌婦、芸妓として売られ、売春を強いられるものも後を絶たなかった。その実態は、経済成長期が始まる一九六〇年代までつづく。わずか五〇年前のことである。

児童憲章の理念が掲げられても、貧困という土壌は、子どもの人権を侵し、成長発達の権利を奪う。戦後初期の「人身売買」と「子ども労働」に関するこの資料集は、日本の子どもの悲劇と苦闘の歴史をリアルに伝えるとともに、民主化、経済発展そして子どもの権利の実現が、戦後日本における子どもの人権侵害の上に成立してきた裏面史を、事実をもって語っている。

（ましやま・ひとし 早稲田大学教授）

子どもが子どもとして 生きる権利を保証するために

●角田由紀子

わ

わたしは敗戦後間もない時代を小学生として、北九州の片田舎で過ごした。同級生には農家や炭住（炭鉱住宅）の子どもたちがいた。わたしの周囲では、誰もがほとんど平等に貧しかった。当時の級友たちの生活の背景にあったものが、この資料集のあちこちに見える。子どもの目には見えなかった社会の姿と問題点だが、それらが子どもの搾取に収斂されていたのだ。子どもの人身売買は、実はわたしのすぐそばで起きていたのだ。この事実が、わたしを震撼させる。

あれから長い時間がたち、当時のような絶対的貧困は少なくなったといわれるが、そうだろうか。いま、相対的には豊かなこの国で子どもたちの身に起きていることは、新しい貧困と子どもの人権侵害ではないのだろうか。一三歳で援助交際をしていた少女は、自分のやっていることを「仕事」と呼んだ。彼女は、家族が生き延びるためではなく、おそらくは自分が生き延びるためにその仕事をしたのである。無料のアプリを介しての子どもの性被害が急増していると報じられている。子どもがスマホを手にすることができる豊かさの中にある。

（つのだ・ゆきこ 弁護士）

敗

戦直後の日本では、公娼制度の取り扱い、私娼の取り締まりや保護、子どもや女性の人身売買、長期欠席児童の存在、また年少者の労働問題などは、きわめて大きな社会問題であり、政府もこれらの対策に迫られていた。

『戦後初期人身売買／子ども労働問題資料集成』は、今日ではほぼ忘れ去られ、途上国の問題であるかのように扱われているこれらの問題が、戦後日本の起点に大きな社会問題として存在したこと、またその公的取り締まりの状況について、多様で具体的な資料を、さまざまな雑誌・統計等から収集・整理した点で画期的なものである。

近年ノスタルジックに語られることが少なくない昭和だが、本資料集成が、適切な解説者の助けも借りながら、われわれに戦後日本の出発点に存在しながら、忘れ去られていた複雑な貧困のかたちを再確認させる契機となり、日本の戦後史を改めて見直す資料となることを期待している。

（いわた・まさみ 日本女子大学教授）

戦後史を見直す 貴重資料の集成

●岩田正美



「いわゆる人身売買」の関係法規『婦人と年少者』10号●一九五四・二

年少者のいわゆる人身売買の実態第五回資料調査をめぐって『労働時報』7巻2号●婦人少年局●一九五四・二

特別誌上座談会人身売買をめぐる諸問題『警察時報』9巻2号●青木誠四郎／池松文雄／原長栄／高柳勝一／内藤文賢／戸田正直／藤田たき●一九五四・二

問題は青線区域東京警視庁管下の実例『婦人朝日』9巻2号●伊藤牧夫●一九五四・二
娘を売る凶作地ルボルタージュ『地上』8巻3号●大滝重直●一九五四・三

警察職員による人身売買事件介入『人権擁護局報』8号●一九五四・六

人身売買山形県下行脚の記『教育技術』9巻7号●大杉謹一●一九五四・八

ボタ山の労働者と主婦たち北九州の炭鉱町をあるく『世界』108号●永島寛一●一九五四・二

炭坑地帯における長期欠席児童調●福島県平児童相談所●一九五四・二

第4巻

年少者婦人労働者の保護について労働局婦人少年課の案内『琉球労働』8号●比嘉栄子●一九五五・二

年奉公の形で漁業に従事する青少年の保護対策実施要綱『琉球労働』9号●労働基準課●一九五五・三

警察官による人身売買事件介入『人権擁護局報』10号●一九五五・三

年少者の不当雇用慣行いわゆる人身売買の実態●労働省婦人少年局●一九五五・三

人身売買事犯を解剖する捜査盲点にメス●『警察時報』10巻5号／6号●池田保之●一九五五・五

人身売買・虐待の問題『子供は守られているか―児童福祉の諸問題』●沖繩子供を守る会●一九五五・六

児童福祉審議会々々議事録第二回一九五五年以降児童福祉審議会議事録第十六号第三種●一九五五

人権尊重の世になお絶えぬ人身売買の悪習『琉球労働』11号●一九五五・六

北海道の凶作凶漁による人身売買『婦人と年少者』5巻2号●一九五七・一

冷害にくらい北海道にみる人身売買の実情『青少年問題』4巻2号●編集部●一九五七・一

婦人少年室協働員全国協議会要録昭和三十一年十一月六七日●労働省婦人少年局●一九五七・五

怒りの孤島日映第一回作品日映株式会社宣伝部●一九五七・八

年少者の不当雇用調査報告『中国四国篇』年少労働調査資料第四二集●労働省婦人少年局●一九五七・九

第6巻

長欠児童の就労について『婦人と年少者』6巻1号●一九五八・一

資料日本における人身売買と売春による搾取『法律時報』30巻2号●一九五八・二

売春婦の債務についての研究会『人権擁護局報』16号●一九五八・三

長欠児の就労防止と保護『婦人と年少者』6巻7号●年少労働課●一九五八・七

年少者の不当雇用調査報告(近畿篇)『年少労働調査資料第四五集』●労働省婦人少年局●一九五八・九

イカ釣漁業に従事する児童労働の実態青森県下北地区の現地調査の結果『婦人と年少者』6巻10号●労年少労働課●一九五八・一〇

働く長欠中学生近畿地区長欠就労児童実態調査『婦人と年少者』6巻10号●一九五八・一〇

婦人少年室協働員の手引●労働省婦人少年局●一九五九・二

人身売買検挙状況昭和二十九年●警察庁刑事部防犯課●一九五五・六

人身売買と家族制度『警察時報』10巻7号●大浜英子●一九五五・七

人身売買をめぐる前借金返還請求事件の裁判例について『警察時報』10巻7号●判例実務研究会●一九五五・七

頻発する人身売買事件『法律のひろば』8巻7号●藤原道子●一九五五・七

売春の防止のために『婦人と年少者』26号●長戸寛美●一九五五・七

「松元事件」現地報告『婦人と年少者』26号●市川房枝●一九五五・七

ゲイシヤ問題『婦人と年少者』26号●神崎清●一九五五・七

街娼婦だつたある少女の手記『婦人と年少者』26号●一九五五・七

非行少女の矯正教育に思う『青少年問題』2巻8号●大平えつ●一九五五・八

売られゆく子供たち九州の恐るべき実態『青少年問題』2巻8号●志道好秀●一九五五・八

売られたある児童の二つの場合総合意見『青少年問題』2巻8号●中野隆雄／中山茂●一九五五・八

九州の不当雇用慣行『青少年問題』2巻8号●労働省●一九五五・八

職業調査『青少年問題』2巻8号●警察庁●一九五五・八

鹿児島県のいわゆる人身売買対策『青少年問題』2巻8号●日高哲志●一九五五・八

群馬県のいわゆる人身売買について『青少年問題』2巻8号●小林重盛●一九五五・八

昭和30年度における青少年に関する施策重点事項『青少年問題』2巻8号●一九五五・八

人身売買防止運動について●一九五五・八

少女芸者の人身売買事件から芸者町の売春実態『平和』39号●神崎清●一九五五・八

人身売買契約の法的効力『法律時報』27巻9号●川島武宜●一九五五・九

人買いは生きているルボルタージュ『キング』31巻11号●石原広文●一九五五・九

長欠児をたずねて『婦人と年少者』29号●松野ノブ●一九五五・一〇

前借金無効の判決『ジュリスト』93号●我妻栄●一九五五・一一

長欠就労児童保護活動手引●労働省婦人少年局●一九五九・四

労働基準法中女子に関連の深い規定の違反事例並びに送致事例昭和三十三年『婦人と年少者』7巻9号●一九五九・九

情島『民話』3巻1号●岡本定●一九六〇・一

年少労働風土記①北海道にも掘ゝいか釣に働く年少者たち『婦人と年少者』8巻1号●阪本孝子●一九六〇・一

年少労働風土記②福岡県堅実な産業にない手たち『婦人と年少者』8巻3号●前田薫●一九六〇・三

年少労働風土記③岩手県山の子 海の子 山かせぎの子『婦人と年少者』8巻4号●河村すみ子●一九六〇・四

年少労働風土記④岩手県有難くない里親県外に走る年少労働者『婦人と年少者』8巻5号●須田み江●一九六〇・五

年少労働風土記⑤石川県バツタン女学校異聞『婦人と年少者』8巻6号●川島利子●一九六〇・六

年少労働風土記⑥千葉県漁業の少年『婦人と年少者』8巻7号●神田夏子●一九六〇・七

年少労働風土記⑦奈良県労働力不足に改善のきざし『婦人と年少者』8巻8号●武部静枝●一九六〇・八

年少労働風土記⑧熊本県県外就職人割 農漁業依存には限界『婦人と年少者』8巻11号●清水桓子●一九六〇・一一

山口県大島郡東和町情島離島振興実態調査報告書一●宮本常一／全国離島振興協議会刊●一九六〇・二

海女・おっぺしの実態を探る『婦人と年少者』13巻11号●平かすみ●一九六五・二

青森県におけるイカつり少年の実態『婦人と年少者』14巻6号●青森婦人少年室●一九六六・六

人身売買事件に対する懇談事項●検察庁八重山支部●一九五五・二

前借金について／資料前借金無効の判決『法律のひろば』8巻12号●三淵乾太郎●一九五五・二

前借金は返還するを要しない最高裁の最近の判決について『判例タイムズ』6巻9・10号●三淵乾太郎●一九五五・二

八重山における人身売買について『琉球労働』2巻3号●山城球●一九五五・二

人身売買被疑事件捜査報告八検日申第五五号●検察庁八重山支部検事●一九五五・二

第5巻

長欠児調査点描『婦人と年少者』32号●東京婦人少年室●一九五六・二

身売防止対策『昭和二十八年冷害凶作誌』●福島県●一九五六・三

年少者の不当雇用調査報告(関東甲信越篇)『年少労働調査資料』第三八集●労働省婦人少年局●一九五六・六

田之浦漁港の児童労働の地域的背景いわゆる舟番小僧について『婦人と年少者』40号●労働省婦人少年局年少労働課●一九五六・二

新潟地方に於ける売春状況の調査と研究主として売春機構の一断面である特設店の実態について●一九五六・二



子ども労働資料

第7巻

鉄道連結手災害調査中間報告年少労働者就業制限業務に関する特殊調査●労働省婦人少年局年少労働課●一九四八・五

働くこどもの保護についてNo.5●労働省婦人少年局●一九四八・八

年少街頭労働者実態調査実施要項●労働省婦人少年局年少労働課●一九四九・四

年少街頭労働者の実態調査報告第一報告●労働省婦人少年局年少労働課●一九四九・五

サーカス団の実態について●一九四九・五

年少者はなぜ危険有害な業務についてはいけないかNo.13●労働省婦人少年局●一九四九・七

働く少年少女のメモ●労働省婦人少年局●一九四九・八

学びながら働く年少者労働基準法による使用許可証明書を与えて働く年少者の調査報告『年少労働調査資料第七集』●労働省婦人少年局●一九四九・八

働く年少者の保護について改訂No.5●労働省婦人少年局●一九四九・二



人身売買の全貌

世の中はまるで變つてはいない
民主主義の時代に人間を賣り
買ひする商賣があるという。

サーカスに働く年少者サーカスに働く年少者実態調査の報告「年少労働調査資料第9集」●労働省婦人少年局●一九五〇・一
たのしく働くためにリーフレットNo.18●労働省婦人少年局●一九五〇・三

都内に於ける納豆売の年少少女の実態調査報告年少街頭労働者実態調査のうち●労働省婦人少年局●一九五〇・二
輪タクに働く年少者東京都における年少労働者の予備調査報告一九五〇年三月●労働省婦人少年局●一九五〇・三

監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況自一九五〇年一月至三月●労働省婦人少年局●一九五〇・三

靴磨新聞売を除いた業種に従事する街頭年少労働者の実態調査報告●労働省婦人少年局●一九五〇・四

ある夜の湖畔 月と猿との年少労働問答パンフレットNo.6●労働省婦人少年局●一九五〇・四

働く年少者を護りましょうNo.17●労働省婦人少年局●一九五〇・五

御存じですか？働く年少者の保護規定を。壁新聞No.23週刊労働●第百五十八号附録●労働省婦人少年局●一九五〇・五

働く年少者を災害から護りませう●財団法人産業労働福利協会●一九五〇・六

街頭に働く年少者年少街頭労働者実態調査の報告「年少労働調査資料第8集・改訂版」●労働省婦人少年局●一九五〇・八

街頭年少労働者実態調査の集計表靴磨、新聞売その他の業種に働く●労働省婦人少年局●一九五〇・八

年少労働 年少労働者の保護運動特集Vol.1 No.1●一九五〇・二

第8巻

新規学校卒業年少労働者の初任給年少労働賃金資料No.1●労働省婦人少年局●一九五〇・七

農村婦人及年少者労働に関する調査 労働時間を中心に経済研究資料第66号●農林省農業改良局研究部●一九五〇・七

炭鉱に働く年少者の実態 調査報告「年少労働調査資料第19集」●労働省婦人少年局●一九五〇・五

危険有害な業務に使用されていた年少者年少労働調査資料第24集●労働省婦人少年局●一九五〇・二

奄美大島の婦人・年少少女ヘリーフレットNo.48●労働省婦人少年局●一九五〇・二



年局●一九五四・一

衛生上有害な業務を含む事業場に働く年少者の実態 年少労働調査資料第25集●労働省婦人少年局●一九五四・三

労働基準法施行規則女子年少者労働基準規則改正資料調査資料第74号●東京商工会議所●一九五四・五

働く年少者に働くことの喜びを！リーフレットNo.47●労働省婦人少年局●一九五四・一〇

危険有害業務の就業制限違反事件調査年少労働調査資料第32集●労働省婦人少年局●一九五〇・二

年少労働者の災害実態調査年少労働調査資料第33集●労働省婦人少年局●一九五〇・三

年少労働の現状年少労働広報資料第5集●労働省婦人少年局●一九五〇・一〇

第9巻

新聞配達児童の労働実態調査●労働省婦人少年局●一九五〇・六

年少労働関係調査結果の概要●労働省婦人少年局●一九五〇・七

働く年少者のよいおばさんになりました！リーフレットNo.70●労働省婦人少年局●一九五〇・八

長欠就労児童保護活動手引昭和三十四年四月●労働省婦人少年局●一九五〇・四

年少労働の問題を語る●労働省婦人少年局●一九五〇・一〇

最低年齢未満児童の地域的労働の概況昭和35年4月●一九五〇・四

母子家庭の働く子供たち中卒就職児童の就業状況と問題●大阪市未亡人連合会●一九六〇・三
ラジオ・テレビ出演児童生徒実態調査昭和36年6月●労働省婦人少年局●一九六〇・六
ゴルフ・キャディーの労働実態調査結果年少労働調査資料第50集●労働省婦人少年局●一九六〇・八
漁業に従事する年少者の労働実態調査結果報告年少労働調査資料第52集●労働省婦人少年局●一九六〇・二

第10巻

年少労働統計資料昭和27年1952●労働省婦人少年局●一九五二・二

年少労働統計資料昭和28年1953●労働省婦人少年局●一九五三・三

年少労働統計資料昭和31年1956●労働省婦人少年局●一九五六・五

年少労働統計資料昭和32年1957●労働省婦人少年局●一九五七・九

年少労働統計資料昭和33年1958●労働省婦人少年局●一九五八・二

年少労働統計資料昭和34年1959●労働省婦人少年局●一九五九・二

年少労働統計資料No.7 1960●労働省婦人少年局●一九六〇・二

年少労働統計資料No.8 1961●労働省婦人少年局●一九六〇・二

年少労働統計資料No.9 1962●労働省婦人少年局●一九六二・二



年少街頭労働者の実態調査報告（第一報告）

労働省婦人少年局年少労働課

- 一、調査の目的
- 二、調査の方法
- 三、調査の結果
- 四、家族の事情
- 五、労働関係
- 六、労働時間
- 七、その他

一、調査の目的
この調査は年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係のもとに、どのような労働条件で働いているかの現状を把握し、必要に応じて、いすれ将来にわたるような街頭労働保護法を制定するなど有効な対策の基本資料と提供することを目的で行われた。

二、調査の方法

この調査は現在全国的に行われているものの一環として、また試行を兼ねて、東京都内の山手と丸の内、両地域で業種を靴磨き新聞売に限定し、一定数の対象（満十八才未満の年少者）を選定し、ケーススタディーの方法で、去る三月二十四日から二十六日まで及び四月十五日の四日間に行われた。

以下の記述において、時に新聞売又は靴磨きと断りない場合は、すべて両者共通の事情として、一括に取扱ったものである。

三、調査の結果

調査した年少労働者は靴磨き十四才から十八才までの男四十三人内女四人、新聞売十二才から十八才までの男十七人内女八人、計六十八人内女九人である。

業種と年齢と学業
新聞売は年齢の比較的高いものが多く、普通中学や高等義務教育在学者が多かった。即ち九人は在学者である。靴磨きは比較的年令が低く、義務教育終了者及び中退者多か

った。即ち二十四人が終了者であった。これは労働時間、新聞売は夕方だけのパートタイムのものが多く、靴磨きは朝から夕方までのフルタイムが多かったからである。しかし靴磨きにも夕方だけ働く在学者が相当あった。即ち十一人が在学者である。

四、家族の事情

（両親の有無）両親又は父親がいないものが六十八人中三十二人であった。両親が揃っているものは十七人であったが、その中には父が病気のものが、永く不在のもの、家庭が貧乏でいなくなるものが大部分であった。従って両者合計四十九人のほとんどが家族の中心を失っているものと見える。これらのことは街頭に働く年少者には他に一家の生計を支え持たない不平等なものが多く、これを示すものとして、年少者の労働の必然性を強く物語っている。

（月業家族と家計の中心）本人が一家の生計の中心となつてゐるものと、積極的に答えたものが二十人、本人以外に月業家族のものが十五人もある。そして本人が家計の中心ではないが、本人と一踏に街頭に働く母や姉妹などのものが多かった。

これは年少者の就業の動機や原因が同様な家庭経済的状態を基にしているものと推察される。尚母やないものも僅か二人に過ぎなかった事実をも考慮し合わせて、これらの不平等や浮浪化して街頭に迷出したものという一般化の観察は、便所に近いとい